

議案第 81 号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成 12 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）」の次に「、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）」を加える。

別表 2 の項中「530,000 円」を「570,000 円」に、「830,000 円」を「880,000 円」に、「1,010,000 円」を「1,070,000 円」に、「1,120,000 円」を「1,200,000 円」に、「1,420,000 円」を「1,520,000 円」に、「1,660,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,880,000 円」を「4,070,000 円」に、「5,100,000 円」を「5,340,000 円」に、「6,290,000 円」を「6,490,000 円」に、「1,130,000 円」を「1,180,000 円」に、「1,340,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,500,000 円」を「1,580,000 円」に、「1,830,000 円」を「1,940,000 円」に、「2,140,000 円」を「2,260,000 円」に、「4,350,000 円」を「4,550,000 円」に、「5,570,000 円」を「5,820,000 円」に、「6,770,000 円」を「7,070,000 円」に、「5,750,

000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表7の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表9の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、同表中24の項を36の項とし、21の項から23の項までを12項ずつ繰り下げ、20の項の次に次のように加える。

21 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対

する審査

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）

処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき	31,000円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき	54,000円
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき	68,000円
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき	86,000円
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき	110,000円
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき	140,000円
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	220,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	340,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき	560,000円

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき	7,400円
--------------------------------	-------	--------

処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1 件につき	11,000円
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1 件につき	13,000円
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1 件につき	16,000円
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1 件につき	21,000円
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1 件につき	27,000円
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1 件につき	44,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1 件につき	60,000円
処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1 件につき	75,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1 件につき	91,000円
高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者		
冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	1 件につき	36,000円
冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	1 件につき	54,000円
冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	1 件につき	68,000円
冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	1 件につき	87,000円
冷凍能力が3,000トン以上の設備	1 件につき	110,000円
22 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査		
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製		

造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)

変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下同じ。）に比して200立方メートル未満増加する場合	1 件につき	26,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	1 件につき	39,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	1 件につき	57,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	1 件につき	61,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	1 件につき	69,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	1 件につき	93,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	1 件につき	150,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル	1 件につき	220,000円

未満増加する場合	
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	1件につき 370,000円
その他の場合	1件につき 16,000円
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	1件につき 5,100円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 8,200円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 9,200円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 12,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 14,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 18,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 31,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上増加する場合	1件につき 44,000円

	000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満増加する場合		
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき	53,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	1件につき	65,000円
	その他の場合	1件につき	3,200円
高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者			
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下同じ。）に比して100トン未満増加する場合	1件につき	30,000円
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	1件につき	38,000円
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	1件につき	55,000円
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	1件につき	62,000円
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して3,000トン以上増加する場合	1件につき	69,000円
	その他の場合	1件につき	16,000円
23	高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	1件につき	25,000円
24	高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の位置、構造又は設		

備の変更の工事の許可の申請に対する審査	
変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	1 件につき 14,000円
その他の場合	1 件につき 11,000円
25 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査	
高圧ガスの製造のための施設	1 件につき 21の項に定める区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
第1種貯蔵所	1 件につき 18,750円
26 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査	
高圧ガスの製造のための施設	1 件につき 22の項に定める区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3

	に相当する金額（高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
第1種貯蔵所	1件につき 24の項に定める区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額
27 高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査	
容積300立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン未満）の高圧ガス	1件につき 13,000円
容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガス	1件につき 21,000円
容積1,000立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量10トン以上）の高圧ガス	1件につき 27,000円
28 高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	

処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1 件につき	33,000円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1 件につき	60,000円
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1 件につき	75,000円
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1 件につき	95,000円
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1 件につき	120,000円
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1 件につき	150,000円
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1 件につき	250,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1 件につき	370,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1 件につき	610,000円
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの		
処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1 件につき	7,700円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1 件につき	12,000円
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1 件につき	15,000円
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1 件につき	20,000円

処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1 件につき	22,000円
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1 件につき	31,000円
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1 件につき	47,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1 件につき	64,000円
処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1 件につき	80,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1 件につき	95,000円
高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者		
冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	1 件につき	42,000円
冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	1 件につき	60,000円
冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	1 件につき	76,000円
冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	1 件につき	95,000円
冷凍能力が3,000トン以上の設備	1 件につき	120,000円
29 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査		
温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器		
内容積500リットル未満のもの	1 個につき	6,600円
内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1 個につき	16,000円
内容積1,000リットル以上のもの	1 個につき	16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金

	額
繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。）	
内容積1リットル未満のもの	1個につき 150円
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 160円
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 260円
内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき 320円
内容積150リットル以上のもの	1個につき 320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額
高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）	
内容積1リットル未満のもの	1個につき 140円
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 160円
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 210円
内容積30リットル以上のもの	1個につき 210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額
その他の容器	
内容積1リットル未満のもの	1個につき 80円
内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 110円
内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 170円
内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき 210円
内容積150リットル以上500リットル未満のもの	1個につき 800円
内容積500リットル以上1,000リットル未満のもの	1個につき 7,100円

	内容積1,000リットル以上のもの	1個につき 7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額
30	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	
	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品	
	内容積150リットル未満の容器	1個につき 24円
	内容積150リットル以上の容器	1個につき 31円
	その他の容器に装置される附属品	
	内容積500リットル未満の容器	1個につき 21円
	内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき 540円
	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき 1,100円
31	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	1件につき 16,000円
32	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	1件につき 1,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から

適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

高圧ガス保安法の一部改正に伴い、高圧ガスの製造の許可の申請等に係る手数料を新設し、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵所の設置の許可の申請等に係る手数料の額を改定するため、この条例を制定するものである。